

(設置)

第1条 本市における男女共同参画社会の形成に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、鳥栖市男女共同参画行政推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 男女共同参画に関する総合的な施策の企画及び推進に関すること。
- (2) 男女共同参画に関する情報の収集、調査、研究に関すること。
- (3) 男女共同参画行動計画の策定及び見直しに関すること。
- (4) その他男女共同参画行政に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、副市長をもって充て会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代行する。
- 4 委員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。ただし、会長が特に必要があると認めるときは、職員のうちから、別に委員を任命することができる。

(会議)

第4条 推進会議は、会長が招集し、その議長となる。

(幹事会)

第5条 推進会議に、第2条の所掌事務を協議調整し、推進会議が決定した方針等の推進に関して必要な事項を処理するため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事長は、市民環境部長をもってあて幹事会を総理する。
- 4 幹事は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。

(推進委員会)

第6条 推進会議に、男女共同参画に関し必要な事項を調査研究するため、推進委員会を置く。

- 2 推進委員会の委員は、各部の部長が2人（うち1人は女性職員に限る。）ずつ推薦するものとする。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、市民協働課で処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年12月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

## 別表 1

|           |
|-----------|
| 政策部長      |
| 総務部長      |
| 健康福祉みらい部長 |
| スポーツ文化部長  |
| 市民環境部長    |
| 経済部長      |
| 建設部長      |
| 教育部長      |
| 上下水道局長    |

別表 2

|          |
|----------|
| 総合政策課長   |
| 総務課長     |
| 地域福祉課長   |
| 高齢障害福祉課長 |
| こども育成課長  |
| 健康増進課長   |
| スポーツ振興課長 |
| 市民協働課長   |
| 商工観光課長   |
| 建設課長     |
| 教育総務課長   |
| 学校教育課長   |
| 生涯学習課長   |
| 管理課長     |